

見守りは地域力 安全・安心なまちづくりに向けて

弁護士

吉田 実

(よしだ・みのる)さん

高齢者をめぐる消費者被害の増加をうけ、2015年、大阪弁護士会に高齢者消費者被害対策プロジェクトチーム(PT)が発足した。被害予防を活動目的に据え、地域による「見守り」に重点を置いた取り組みを展開している。その動きと連動するように翌16年4月、消費者安全法改正によって消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)が法制化された。地域における見守り活動の現状と課題についてPTの前座長で弁護士の吉田実さんに聞いた。

見守りネットワークの必要性和法制化の動き

——PT立ち上げの経緯と活動内容は？

立ち上げの背景にあったのは、急増する高齢消費者被害でした。「オレオレ詐欺」などの特殊詐欺を含め、高齢者を狙った消費者トラブルが、ここ何年も激増しています。大阪弁護士会としても「これはなんとかせな、あかん」ということでPTの立ち上げを準備し始めたのが5年前です。そこでは弁護士会の中にある消費者保護委員会だけでなく、高齢者・障がい者委員会などともタッグを組むことが重要と考え、弁護士会で横断的にPTを作ることになりました。

活動については、高齢消費者の被害予防に重点を置いた見守り活動の推進に向けた支援です。具体的には①大阪府内の自治体に見守りネットワークを作ってもらうように働きかける。弁護士会から自治体へ意見書を提出したり、懇談会を呼びかけたり、協議会の設立や運営の支援活動(地域で防ごう消費者被害 大阪

交流会など)をする②(高齢消費者講座(大阪弁護士会と法テラス大阪との共同事業で、府内の各団体へ地域包括支援センター、老人クラブ、自治会などに無料出前講座)に向けた啓発事業③訪問販売お断りステッカーの普及(大阪弁護士会版、自治体のコラボステッカー)④消費者被害防止街頭キャンペーンを老人クラブ主催で地域の警察、防犯協会などと連携して実施する——これら四つの取り組みを中心に大阪府内の地域に対しアプローチを行っています。

発足当初から私たちPTは大阪府内の市町を回り、いくつかの自治体に対し聞き取りをするともに、見守りネットワーク設立・運営に向けた話をしました。また、最近では市長さんへのインタビューで消費者安全確保地域協議会(協議会)の設立をお願いすることもあります。こうした流れの中で和泉市や門真市、箕面市など、徐々にその必要性を認知された自治体に協議会が設置されていきます。

——協議会が法制化されました。その狙いはどのようなものですか？

協議会の主眼は「地域の安全を地域で見守る」ということです。法の主旨は、高齢者だけに特化しているわけではありません。しかし、現在の高齢消費者被害の状況からすれば、各地域で見守りネットワークを設置してもらい、未然防止することが第一の狙いであることは間違いないでしょう。

消費者庁は人口5万人以上の自治体に協議会設置を目標に掲げています。とはいえ、市長インタビューでも「介護のネットによる見守りはあるし、改めて協議会を作ってどんないいことがあるのか」と言われるようなこともあり、思うようには進んでいません。私自身、PTを

通じて感じていることは、協議会にしても、見守りにしても、原動力になるのは「地域の力」だということ。顔の見える関係」というか……「コミュニティの根付いているところは、すでに見守り機能を備えた地域であることが多い。その点から言うと、都市化しているところほど地域力が低下している傾向にあるようです。そこをどう乗り越えるかが大きな課題ではないかと思っています。

「安全・安心なまちづくり」は地域の力

——希薄化した人間関係が課題だと？

これまで地域社会が力を失う方向に歯止めがかからなかったのは、抑止の契機がなかったからではないでしょうか。これからは地域が力を持たないと処理できない問題が山積してきて、好むと好まざるにかかわらず、地域で解決していかなければならなくなると思います。ごみ屋敷や子育て問題、虐待や孤独死、詐欺事犯や消費者被害の横行など……こうした問題の根幹にあるのは地域の中で孤立した住民の存在です。その点については行政はじめ、社会一般にも認識されつつあります。

こうした課題認識を踏まえ、行政や社会福祉協議会(社協)では高齢者の徘徊や災害時などに備え、速やかなサポートを目的に「要援護者名簿」(希望者のみの作成・共有化を進めています。また、地域包括支援センターを中心に介護のネットワークが整備されたり、社協では地区ごとにCSW(コミュニティソーシャルワーカー)を配置したりして、地域課題の解決に取り組んでいます。ただ、これらは個別的な対応策であり、行政や社協などが地域における課題すべてに対応するのは不可能です。今の時代

は公的機関に任せ切りにできるほど人手もお金もありません。だからこそ、地域の見守りが必要不可欠になってきています。

見守りネットワークの着地点は「地域の力を高めて、安全・安心なまちづくり」に尽きます。それを標榜して反対する人は、まずいないでしょう。その視点を共有できれば「人間関係の課題」はクリアできるのではないのでしょうか。

——協議会の設置・運用について、どのようにお考えですか？

安全・安心とひと口で言っても、福祉は福祉、防犯は防犯、消費者問題は消費者問題など、すべて法律・所管がばらばらですから縦割り行政の影響は免れません。協議会の設置・運用では、まずその壁を乗り越えることが肝心です。そのためには、行政の各部署が横断的に取り組む努力を惜しむべきではありません。そして、それぞれの市民団体や機関は単独で活動するのではなく、相互に連携していくことが重要です。地域の資源やマンパワーを生かしてこそ、実質的な見守りが可能になります。

地域力があるということは、その地域で動いてくれる人がいる、ということ。どこでも、地域で動く人というのは「同じ人が多いですよ。だから会議体を作れば作るだけ、その人たちの負担が増えます。それを軽減させるにはやはり行政が主導的な立場から協議会を設置して、司令塔役になるべきです。役所内に専任職員を置いて各地域にどんな団体があつて、どんな活動をしているのか十分に情報収集すること。そのうえで地域に合ったネットワークのモデル例を作つて、協議していくことが理想的です。

(聞き手・原田修身)